

日野の“たから”PR 動画制作業務 委託仕様書

1 業務名

日野の“たから”PR 動画制作業務

2. 業務の背景及び目的

(1)背景

日野町では、令和6年12月に「日野町文化財保存活用地域計画」が文化庁の認定を受け、令和7年度より10年間、本計画にしたがい文化財に関する取り組みを実施しているところである。本計画においては文化財を中心とした日野の“たから”の魅力と価値を発信する「日野の“たから”デジタル情報発信事業」を重点措置として位置付けており、本業務はこの事業の一環として行われる。また、この事業の一環として別に令和7年度から、文化財情報発信・デジタルアーカイブサイト「日野のたからデジタルミュージアム」の構築を行っている。本サイトは、誰もが自由にアクセス可能な形で構築されており、町内の周遊や歴史・ふるさと学習、まちづくり、観光等、幅広い分野における利活用を目的として構築中であり、本業務で制作した動画を本サイトでも発信する予定である。

当町には、建造物や仏像、祭礼など多数の文化財＝「日野の“たから”」が存在している。これらの貴重な資料の映像を撮影し、内外に発信してPRするとともに、記録して後世に継承し町民の地域に対する愛着や誇りを醸成することは、まちづくりへの関心を高めるうえでも極めて重要な取り組みであると認識している。

今後においても、これら文化財に関する情報の発信を継続的に行い、持続可能かつ時代の要請に即した手法への転換が求められている。

(2)目的

本業務は、本町に所在する多数の「日野の“たから”」のうち、祭礼・民俗行事、建造物や仏像等の映像素材を撮影・収集し、動画コンテンツを制作するものである。成果物は、「日野のたからデジタルミュージアム」をはじめとしたWebサイト・SNSへの掲載や観光案内所・デジタルサイネージでの放映による情報発信等に活用することで、「日野の“たから”」・日野町の魅力と価値を内外に発信し、観光誘客に役立てるとともに、町への関心を持ってもらい関係人口の増加を図る。また、「日野の“たから”」の文化財記録映像としても活用し、「日野のたからデジタルミュージアム」のデジタルアーカイブにも掲載を行い、子どもたちの学習利用に役立てるとともに、町民に対しては町内の文化財に対する理解と関心を深めてもらう。

以上の取り組みを通じて、町外在住者に対しては日野町の魅力向上を図るとともに、町民に対しては郷土への関心と愛着の醸成を目的とする。

3 業務履行場所

町の指定する場所とする。

4 業務委託期間

委託契約締結日から令和 9 年3月 15 日までとする。

5 業務概要

(1)業務の展望

- ・本業務は、町内の文化財と観光の映像・静止画素材を撮影・収集し、編集をして、Web サイト・SNS への掲載や放映による情報発信等に活用する動画コンテンツを制作することを目的とする。撮影した映像素材から、デジタルアーカイブ、学習利用、記録、観光等、用途別に複数の動画コンテンツを制作することを想定し、本業務を実施するものとする。
- ・「日野町文化財保存活用地域計画」に基づき実施する業務であり、目指すべき方向性等は本計画に従ったものであること(特に方向性 4 および 5)に留意すること。

(2)業務の内容

(ア)映像撮影(静止画撮影含む)

- ①映像撮影にあたっては、「別表 撮影・動画制作対象」に指定する撮影対象の撮影を行うこと。ただし、指定の撮影対象(特に祭礼・民俗行事等)が天候その他の理由により、撮影が困難となった場合は、撮影・動画制作対象の変更を行う。その場合の具体的な撮影対象および撮影内容・制作動画内容に関しては、町と受託者の協議の上、決定する。
- ②動画制作や記録にあたり必要な場合は、映像撮影にあわせ静止画の撮影も行うこと。
- ③建造物や景観等の撮影に必要な場合は、足場やドローン等を用いて高所からの撮影を想定すること。

(イ)動画制作

- ①動画制作にあたっては、「別表 撮影・動画制作対象」に指定する動画の制作を行うこと。ただし、指定の撮影対象(特に祭礼・民俗行事等)が天候その他の理由により、撮影が困難となった場合は、撮影・動画制作対象の変更を行う。その場合の具体的な撮影対象および撮影内容・制作動画内容に関しては、町と受託者の協議の上、決定する。
- ②動画ごとに以下の想定用途を踏まえ制作を行う。
 - (I)「日野のたからデジタルミュージアム」(デジタルアーカイブ)での利活用
 - (II)学習利用
 - (III)観光
 - (IV)文化財記録
 - (V)広報や Web サイト・SNS・動画配信サイトへの掲載
 - (VI)その他、提案および協議により決定した用途

(ウ)打合せ協議

- ・撮影および動画制作に関して町と十分な協議の上、業務を実施すること。

(エ)付帯業務

次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ①動画制作に使用する素材および資料の収集
- ②肖像権や著作権等の公開にあたって権利処理について必要な手続き
撮影、編集、納品後の加工、放映(動画配信サイト・SNS等への掲載、外部への動画提供・貸出を含む。)にあたり、肖像権や著作権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。
- ③連絡調整、取材、使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担
- ④撮影にあたり必要な交渉や許可申請(ドローン撮影含む)

(オ)動画制作監修および校正

- ①制作した動画に関する情報・内容に誤りや問題点がないかを確認し、十分な回数で町の監修及び校正に付すこと。
- ②監修・校正等の意見交換を行い、決定した内容に従い修正を行うこと。

(カ)その他、目的を達成するために提案のあった業務・協議によって決定した業務
その他必要な業務に関しては、提案および協議によって決定し、実施する。

(キ)業務報告書の作成・成果品の納品

上記の業務成果を業務報告書としてまとめる。また、本業務の成果品について納入する。

6 動画の仕様

- ・動画の解像度は、アスペクト比 16:9 の FHD(1920×1080)相当以上とすること
- ・制作動画のファイル形式は、MP4形式とすること
- ・動画のエンコードに関しては、YouTube等の動画配信サイトへの掲載を想定すること

7 撮影および動画制作に関する留意点

- (1)撮影対象には、指定等文化財を含む文化財や住民が担い手となっている祭礼・民俗行事を含むことから、撮影を行う際には撮影方法、対象の取り扱いなどに十分な配慮を行うこと。
- (2)祭礼・民俗行事の撮影については、以下の点に注意すること。
 - ①祭礼・民俗行事の記録および観光での活用を想定し撮影すること。
 - ②町からの指定がある場合は、祭礼の本祭や民俗行事の実施場面だけでなく、準備等も撮

影をすること。

- (3) 動画制作の際には、町の歴史や文化財情報を発信するものであることから、史実あるいは研究成果に配慮した内容で制作すること。
- (4) 動画制作にあたっては、適宜、字幕・ナレーション、演出効果、音楽・BGM、効果音等を入れ、内容を理解しやすくするとともに、魅力的な動画とすること。

8 成果品

- (1) 本業務の納入成果品は、以下のとおりとする。
 - ① 制作した動画コンテンツを保存した電子媒体(DVD-R、HDD等)一式
動画コンテンツは、MP4形式とすること。
 - ② 制作素材を保存した電子媒体(DVD-R、HDD等)一式
撮影した映像素材および制作に使用した写真・静止画等の素材を保存したもの。
映像素材はMP4形式とすること。静止画素材はJPEG形式とすること。
 - ③ 業務報告書 3部
撮影や編集スケジュール実績、成果物一覧、権利・許諾関係の証明等を記載したもの。
 - ④ その他、担当者が指示するもの
- (2) 納品データ作成に当たっては、協議の上、町が指定するファイルネームを付与すること。
また納品メディアに格納する際のフォルダ構造等も指示に従うこと。
- (3) 納品先：滋賀県蒲生郡日野町西大路 1264
近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」
(日野町教育委員会生涯学習課歴史文化財担当)

9 制作物の権利関係

- (1) 本業務における成果品の制作素材およびデータの所有権、動画の著作権、一切の権利は町に帰属するものとし、著作権が第三者に帰属する写真・イラスト・音楽等の素材は使用しないこと。
- (2) 制作物に係る著作者人格権は行使しないこと。
- (3) 出演者等に係る肖像権については、使用期限を定めないこと。
- (4) 制作物は、第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないものとし、制作物に使用期限が発生しないように制作すること。
- (5) 万が一、前述権利に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用負担においてこれを解決すること。また、契約期間後においても同様とする。

10 その他特記事項

- (1) 業務実施に際して、各業務内容並びに実施方針について担当者と十分な意見調整を図ること。
- (2) 業務の履行に際して必要な図面及び資料等について、日野町が所有する資料は貸与する

ものとし、使用目的が完了した後は速やかに返却すること。

- (3) 日野町情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (4) 本業務で取り扱うデータ及び情報システムの取扱いには細心の注意を払い、町が指定する場所以外への持ち出しは禁止とする。ただし、やむを得ない事情のため外部へ持ち出す場合は、事前に文書による承認を得ること。
- (5) 本業務において取り扱う情報については十分注意し、契約終了時には返還や消去する等、適切に取り扱うこと。
- (6) 受託者は、本業務において知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務で得た全ての資料・情報を町の承認を得ずに他の目的に使用してはならない。
- (8) 受託者は、自らの作業に起因して町の保有する財産やシステムその他に損傷を与えた場合、受託者の負担により原状に復帰しなければならない。
- (9) 業務完了後、受託者の過失に起因する不良箇所等が発見された場合は、町の必要と認める改正、補足その他必要な作業を受託者の負担において速やかに行い、その結果を町に報告するものとする。
- (10) 町と受託者協議の上、受託者は会議を開催し、本業務の進捗状況やその他必要事項について町に報告を行い、議事録を作成すること。その他必要事項については協議の上決定する。
- (11) 受託者はこの仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、受託者はこの仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて町の承諾を得なければならない。この場合において、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとする。
- (12) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、町と受託者が協議して定めるものとする。

別表 撮影・動画制作対象

名称	制作動画 本数・長さ (想定)	地区	大字	撮影 時期
火振り祭	3本(10分、3分、30秒)	日野	上野田	8/14・15
近江中山の芋競べ祭り 祭場準備	3本 (30分、5分、30秒)	必佐	中山	8/30
近江中山の芋競べ祭り ナラシ・アワセ				9/5
近江中山の芋競べ祭り 本祭				9/6
熊野のオイノリ	2本(5分、30秒)	西大路	熊野	1/11
正明寺 (建造物、仏像、絵画、経典ほか)	2本(2分、30秒)	日野	松尾	随時
信楽院 (建造物、仏像、絵画、工芸品ほか)	2本(90秒、30秒)	日野	村井	随時
馬見岡綿向神社 (建造物、古文書、民俗文化財ほか)	2本(90秒、30秒)	日野	村井	随時